

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市企業局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.8%
全職員	65.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.3%
31～35年	89.5%
26～30年	96.1%
21～25年	86.5%
16～20年	94.5%
11～15年	70.7%
6～10年	83.9%
1～5年	100.4%

【説明欄】

- ・ 1の全職員に係る情報のうち、「任期の定めのない常勤職員」については、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の全員が男性であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が81.4%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が92.3%を占めていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員」における女性の人数割合が8.1%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の人数割合が67.1%となっていることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

- ・ 2の「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報における(1)役職段階別の項目のうち、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職については、女性職員が存在しない。
- ・ 同項目のうち、本庁課長補佐相当職については、該当する職員が存在しない。
- ・ (2)勤続年数別の項目のうち、勤続年数 36 年以上の職員については、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の男性の人数割合が 36.4%であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 31～35 年の職員については、相対的に給与水準が高い本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の男性の人数割合が 100%であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 21～25 年の職員については、相対的に給与水準が高い本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職および係長相当職の男性の人数割合が 100%であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 11～15 年の職員については、女性の人数割合が 9.1%と少なく、うち休業等で給料が発生しない期間があった職員がいたことなどが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 6～10 年の職員については、扶養手当および寒冷地手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合が 100%、寒冷地手当の総額に占める男性の割合が 95.7%となっていることが、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。